福祉生活病院常任委員会資料

（令和７年４月２１日）

【 件　名 】

〇令和６年度第３回鳥取県児童福祉審議会の開催結果について
（子育て王国課）・・・２

〇保育所等の職員数、配置基準弾力化の実施状況及び子育て支援員の配置状況について
（子育て王国課）・・・４

〇令和６年度鳥取県教育・保育施設等における事故報告の集計結果について
（子育て王国課）・・・６

〇令和６年度とっとり出会いサポートセンター「えんトリー」の実施状況等について
（子育て王国課）・・・７

〇鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の改訂について　（家庭支援課）・・・８

〇青少年問題協議会の開催結果について　（家庭支援課）・・・９

〇令和３年８月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証について
（家庭支援課）・・・11

〇令和６年度に実施した児童福祉行政指導監査の結果について
（家庭支援課）・・・12

〇令和５年度の児童虐待相談対応件数について　（家庭支援課）・・・13

〇児童虐待事案に係る個別検証の実施について　（家庭支援課）・・・14

〇令和７年３月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故について
（子ども発達支援課）・・・15

子ども家庭部

令和６年度第３回鳥取県児童福祉審議会の開催結果について

令和７年４月 21 日
子 育 て 王 国 課

児童福祉法第８条第１項に基づき令和６年 10 月 23 日付けで設置した「鳥取県児童福祉審議会」（以下「審議会」という。）について、令和６年度第３回会議を開催したので、概要を報告します。

１　開催概要

（１）日　時　令和７年３月 26 日（水）午後１時から午後４時まで
（２）場　所　県庁　特別会議室
（３）出席者　塩野谷斉委員長（鳥取大学地域学部副学部長）ほか委員 11 名

２　議事概要

（１）　審議事項

ア　幼保連携型認定こども園の廃止について
イ　新規里親認定申請案件
ウ　児童相談所の支援方針に関する意見聴取

（２）報告事項

ア　里親名簿登録更新について
イ　児童虐待事案事例報告
ウ　令和７年度創設予定の児童福祉施設等（市町村事業分）
エ　第３回子育て王国とっとり会議開催結果について
オ　社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査（令和４年３月 31 日時点）
カ　「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とっとり～子どものチカラがミライを変える！子どもが主役の鳥取県～の開催について
キ　森と自然の育ちと学びフォーラム 2024 の開催について
ク　鳥取砂丘こどもの国「レールトレイン　サンド号」お披露目式の開催結果について
ケ　鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について
コ　令和３年８月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証について
サ　倉吉児童相談所の運営に関する第三者評価の結果について
シ　「鳥取県社会福祉職人材育成方針」の改訂について
ス　次世代育成支援対策施設整備交付金の取り下げについて
セ　平成 30 年 12 月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

【委員からの意見】

＜社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査（令和４年３月 31 日時点）＞

・社会福祉施設の耐震化について、万が一を考えた時に、より積極的に推進していく方がいい。

＜鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について＞

・条例の理念を具体化していくためにも、保護者に危険な情報をしっかり伝えていかないといけない。
・学校で子どもたちにメディアリテラシー等について教える人材が追い付いていない実態がある。条例が有名無実にならないよう、国にも働きかけてほしい。

＜「鳥取県社会福祉職人材育成方針」の改訂について＞

・実際の職場の定着率や、ケアをする人をケアする仕組みについて知りたい。

＜平成 30 年 12 月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について＞

・同性介護を今後も保つことができる勤務体制なのか。人材育成にもつながるか。困ったときに話を聞いて貰えるシステムがどれくらい機能しているのか疑問に思った。

３　今後の予定

令和７年度第１回審議会を令和７年６月に開催予定。

【参考】児童福祉審議会の概要（設置時期：令和６年 10 月 23 日設置）

（１）児童福祉審議会の体制

児童福祉審議会
所掌事務：子ども施策全般（子育て支援、社会的養護、ひとり親施策、母子保健施策　等）

※審議会の下に、保育所・児童養護施設等で発生する重大事案や子どもへの権利侵害事案等に対する専門的な検証や、要保護児童の審査等を行うための「支援検証部会」を設置する。

（２）児童福祉審議会委員構成（委員数１３名以内、任期２年）

	分野	氏名
1	地域福祉	加藤　邦雄（八頭町民生児童委員協議会）
2	児童福祉（子育て支援）	滝波　真美（一般社団法人スペースソラ理事）
3	児童福祉（社会的養護、里親）	福壽　みどり（鳥取県里親会）
4	児童福祉（社会的養護）	水野　壮一（鳥取県児童福祉入所施設協議会副会長）
5	児童福祉（保育）	森田　明美（鳥取県子ども家庭育み協会理事）
6	ひとり親等	井田　智子（鳥取県母子寡婦福祉連合会理事長）
7	母子保健	平井　淳子（鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター、鳥取県助産師会理事）
8	学識経験者	塩野谷　斉 （鳥取大学地域学部副学部長、地域学科人間形成コース教授）
9	青少年・文化団体	中島　諒人（特定非営利活動法人鳥の劇場芸術監督）
10	こどもの権利	岡　武司 （特定非営利活動法人こども・らぼ b&g 鳥取拠点マネージャー）
11	障がい児	垣内　充（特定非営利活動法人たんぽぽ副理事長）
12	市町村	小野澤　裕子（鳥取市健康こども部こども家庭局長）
13	一般公募	中原　大輔

※審議等の内容により、必要に応じて、臨時委員を選任する。

（３）調査審議事項

① 児童、妊産婦及び母子家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第８条第９項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
③ 児童福祉法第18条の20の２第２項の規定による意見に関し、審議すること。
④ 児童福祉法第27条第６項の規定による諮問に関し、審議すること。
⑤ 児童福祉法第33条の15第３項の規定による意見に関し、審議すること。
⑥ 児童福祉法第35条第６項の規定による意見に関し、審議すること。
⑦ 児童福祉法第46条第４項の規定による意見に関し、審議すること。
⑧ 児童福祉法第59条第５項の規定による意見に関し、審議すること。
⑨ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による意見に関し、審議すること。
⑩ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第４条第５項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。
⑪ 児童虐待の防止等に関する法律第13条の５の規定による報告を受けること。
⑫ 児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故、重大な権利侵害事案等の審議及び検証を行うこと。
⑬ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第３項の規定による意見に関し、審議すること。
⑭ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第２項の規定による意見に関し、審議すること。
⑮ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第２項の規定による意見に関し、審議すること。

保育所等の職員数、配置基準弾力化の実施状況及び子育て支援員の配置状況について

令和７年４月２１日
子 育 て 王 国 課

県内における保育所等の職員数及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況並びに子育て支援員の配置状況について、調査を実施し、その結果を取りまとめましたので報告します。

１　調査の概要

調査対象：県内の保育所等（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、届出保育施設）、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業
調査時点：令和７年３月１日
調査内容：配置されている職員数、配置基準に係る弾力化の実施状況、子育て支援員の配置状況

２　保育所等における職員数の状況

県内の保育所等（休止中を除く全 281 施設）に配置されている職員数の状況は以下のとおり。

（単位：人）

	保育士	幼稚園教諭	保育教諭	その他	合計
正規職員	1,021 (1,218)	111 (116)	1,386 (1,254)	830 (793)	3,348 (3,381)
非正規職員	1,000 (1,110)	60 (80)	814 (745)	1,027 (994)	2,901 (2,929)
合　計	2,021 (2,328)	171 (196)	2,200 (1,999)	1,857 (1,787)	6,249 (6,310)

※カッコ書きは前回調査時（R6.3.1 時点）の人数
※保育教諭とは、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を所持している者をいう。
※その他には、園長、看護師、調理師、子育て支援員、事務職員等を含む。

３　保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況

（１）制度内容

国が平成 28 年４月に待機児童解消のための緊急的・時限的な対応として打ち出した特例で、本県においても、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例（以下「条例」という。）により、以下の場面において、子育て支援員又は常勤で１年以上の従事経験者（以下「子育て支援員等」という。）を保育士及び保育教諭（以下「保育士等」という。）とみなして弾力的に運用することを認めている。（適用期間：令和１２年３月末まで）

① 朝夕など園児が少ない時間帯における弾力化
⇒朝夕など児童が少数になる時間帯において、保育士等に代えて子育て支援員等を置くことが可能。

② ８時間以上開所する保育所等における職員配置の弾力化
⇒８時間を超えた保育所等開所により、認可時の配置基準を上回って配置が必要となる保育士等について、保育士等に代えて子育て支援員等を置くことが可能。

※上記とは別に、条例において、保育所及び認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許状保有者、小学校教諭免許状保有者、養護教諭免許状保有者、看護師等（保健師、看護師又は准看護師）を保育士等とみなすことができる職員配置の特例を適用・運用している。

（２）実施状況

県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所（休止中を除く全 219 施設）のうち、116 施設で保育士等の配置基準に係る弾力化を実施しており、子育て支援員 211 人を含めた 296 人が保育士等とみなされて保育に従事している。

	R6	R5	R4	R3
実施施設数	116 施設	119 施設	118 施設	91 施設
弾力化実施施設における保育士以外の配置人数	296 人	353 人	314 人	235 人
子育て支援員	211 人	222 人	224 人	176 人
常勤で１年以上の従事経験者	17 人	48 人	24 人	34 人
幼稚園教諭免許状保有者	8 人	16 人	21 人	19 人
小学校教諭免許状保有者	6 人	14 人	7 人	4 人
養護教諭免許状保有者	3 人	2 人	3 人	2 人
保健師、看護師又は准看護師	51 人	51 人	35 人	－

＜市町村や実施施設からいただいた声＞
・保育士の人数が少ない時間に弾力化が活用できるのはありがたい。
・支援員として働いた実績が保育士資格取得の際の何かしらの免除や特典につながるとよい。
・支援員には責任のある仕事を任せられないため、一部の施設では正規職員の負担軽減につながっていない。

4　子育て支援員の配置状況

（1）配置状況

324 人の子育て支援員が、県内で保育や子育て支援分野の各事業に従事している。

（単位：人）

施設区分	R6	R5	R4	R3
保育所・認定こども園・地域型保育事業所	227	226	246	260
放課後児童クラブ	56	43	30	49
ファミリー・サポート・センター	14	15	4	9
一時預かり事業	3	6	3	12
地域子育て支援拠点事業	22	21	24	30
利用者支援事業	2	1	2	5
合計	324	312	309	365

※保育所・認定こども園・地域型保育事業所で勤務する 227 人の子育て支援員のうち、211 人が配置基準の弾力化により保育士等とみなされて業務に従事している。

（2）子育て支援員養成研修の内容

子育て支援員になるには、子育て支援に関する基礎的な知識、原理、技術及び倫理などを修得する基本研修と、子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野ごとの専門的な知識・原理・技術・倫理などを修得する専門研修を修了することが必要となる。

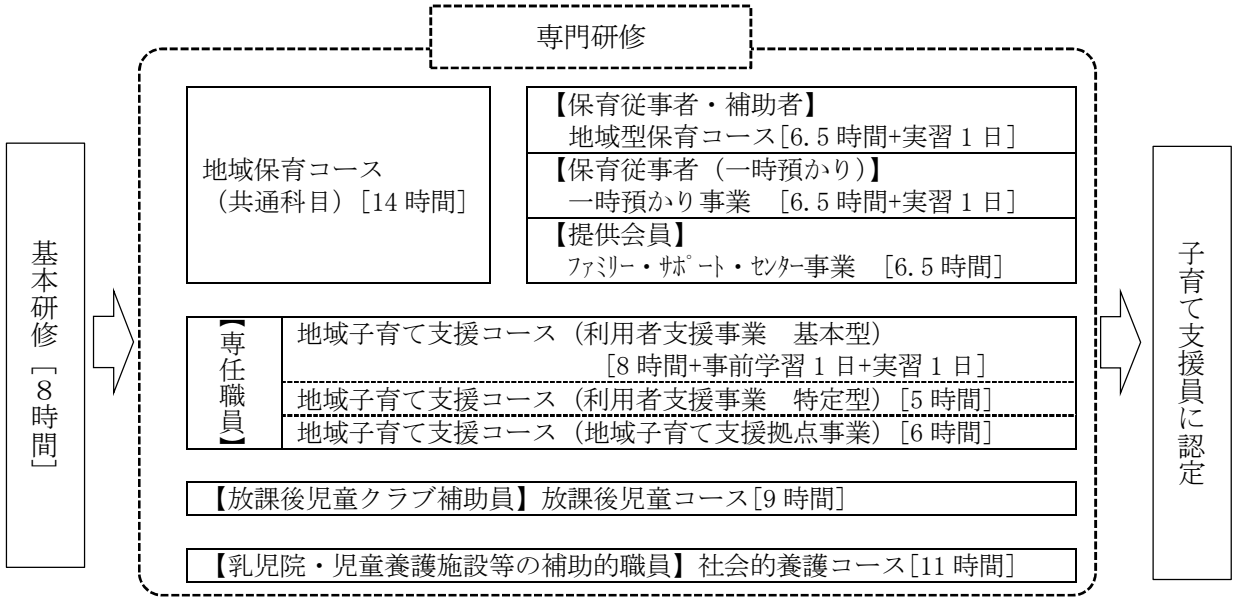

（3）研修修了者数

（単位：人）

区分		従事する主な施設	R6	R5	R4	R3
修了者数			132	103	210	182
主な専門研修内訳（※）	地域型保育コース	保育所・認定こども園	72	56	93	97
	一時預かり事業	一時預かりを行う保育所等	7	5	23	20
	放課後児童コース	放課後児童クラブ	29	21	39	23

※修了者数は基本研修と専門研修の両方を修了した方の合計。専門研修は複数受講可能。

（4）令和７年度の研修スケジュール（予定）

E ラーニング（動画配信）を基本としつつ、一部科目を集合型で実施する。

＜前期コース＞
５月　　受講生募集
６月～９月　基本研修、専門研修の受講

＜後期コース＞
７月　　受講生募集
９月～１２月　基本研修、専門研修の受講

令和６年度鳥取県教育・保育施設等における事故報告の集計結果について

令和７年４月２１日
子 育 て 王 国 課

令和６年度に県内の教育・保育施設等で発生し県に報告があった事故件数について取りまとめましたので、その概要を報告します。

１　事故報告の概要

・県への報告の対象となる重大事故の報告件数は 34 件。
・内訳は、負傷等が 24 件、救急搬送事案が４件、園児の見落としが６件。さらに、負傷等のうち、給食・おやつの摂取等によりアナフィラキシー症状を発症した事案は５件。

	負傷等			緊急搬送	見落とし	合計
	骨折	火傷	その他※			
認定こども園	2	0	5 (4)	3	0	10 (4)
幼稚園（私立）	1	0	2 (0)	0	0	3 (0)
認可保育所	3	0	3 (1)	1	5	12 (1)
届出保育施設	1	0	0 (0)	0	1	2 (0)
放課後児童クラブ	6	0	1 (0)	0	0	7 (0)
計	13	0	11 (5)	4	6	34 (5)

※体の創傷や歯の裂傷、給食・おやつの摂取等によりアナフィラキシー症状を発症した事案等。括弧書はそのうちアナフィラキシー症状を発症した事案件数。

【参考1】各事故の主な発生状況と施設の改善策

・骨折　：鉄棒からの落下、馬跳び中の着地に失敗、園庭で走っている際に転倒など
・その他：遊び中に転倒し歯がぐらつく、園庭のフェンスにぶつかり切傷など
・アナフィラキシー：食材発注ミスによる誤食、他児の普通食を食べる
・緊急搬送：熱性けいれん
・見落とし：園庭から抜け出し自宅に帰る、園外活動中に見失うなど
　⇒ 各施設において、危険箇所の確認・対策、子どもへの声掛け・複数職員によるダブルチェックの徹底や人員配置の見直し等を実施。

【参考2】事故が発生した場合の報告について

国通知に基づき、認定こども園、保育所及び幼稚園や届出保育施設の事業者は、事故が発生した場合には、速やかに指導監督権限を持つ自治体へ報告することとされている。県への報告の対象となる重大事故の範囲は、死亡事故、意識不明事故、治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（緊急搬送及び見落としについては県独自に報告を求めている）。

２　事故防止に関する県の取組状況

○認定こども園、保育所、幼稚園、届出保育施設の全件（約 350 施設）を対象に、年に一度、県において実地調査（指導監査）を実施

○教育・保育施設等の全職員を対象に、安全管理研修を動画配信方式で実施（令和３年度～）

○教育・保育施設等における安全管理に係る環境整備の実施に向けた支援
・専門家による現地指導（補助率：県 1/2）
・睡眠中の事故防止対策に必要な機器設置の支援（補助率：国 2/3、県 1/12）
・子どもへの性暴力や不適切保育防止対策に必要な機器設置の支援（補助率：国 1/2）

○全国的に発生している誤嚥による窒息事故や食物アレルギーによる事故、県内において増加している見落とし事案などに対して、注意喚起を図る県通知を送付
・R6.11.28 付「教育・保育施設等における園児の見落とし等の発生防止について（通知）」
・R7.1.28 付　「教育・保育施設等における窒息事故及び食物アレルギーの子どもに係る事故発生防止について（通知）」
・R7.2.14 付　「県内教育・保育施設等における子どもの事故防止について（通知）」

○事故防止に向けた県内保育施設等におけるヒヤリハット事例集の作成・周知

令和６年度とっとり出会いサポートセンター「えんトリー」の実施状況等について

令和７年４月２１日
子 育 て 王 国 課

えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）により実施しているマッチング事業の令和６年度の実施状況等について、報告します。

１　えんトリー実施事業

（１）１対１マッチング事業（H28.3～）

未婚者同士の１対１のマッチングを行う「えんトリー」を県内３か所で運営している。

＜登録会員数＞　〔R7.3.31 時点　(　)は R6.3.31 時点〕

	会員数	うち男性	うち女性
えんトリー会員	650 人（780 人）	421 人（512 人）	229 人（268 人）
山陰連携会員（島根県会員）	477 人（518 人）	352 人（371 人）	125 人（147 人）

（２）えんトリー・ナコード(R3.2～)

地域で仲人活動をしている方を「縁結びナビゲーター(縁ナビ)」として登録し、縁ナビ同士のネットワークにより、自分だけではなかなか見つけられないお相手探しやお見合いの場をサポートしている。

・縁ナビの登録状況（R7.3.31 時点）：80 名（東部 28 名、中部 23 名、西部 29 名）

（３）婚活スキルアップセミナー開催事業（H29.6～）

えんトリー運営者への補助事業により県内未婚者向けの婚活セミナー・イベントを実施した。

・開催回数：35 回（東部 16 回、中部８回、西部 11 回）
・参加者数：延べ 390 人（男性 226 人、女性 164 人）
・内容：婚活スキル（コミュニケーション、マナー、身だしなみ等）を学ぶセミナー、カップル向けに結婚への機運を高めるセミナー等を開催

⇒実施後アンケートでは９割以上の方が「結婚への意欲が高まった」と回答するなど、参加者の結婚に対する意識の変容につながった。

（４）結婚支援コンシェルジュ設置事業（R5.5～）

えんトリーの「外交員」として、市町村や企業への訪問・広報活動による会員増や、地域に潜在するボランティアの掘り起こしによる縁ナビの増を図ること、また、えんトリーと市町村・企業のみならず、市町村間・市町村と企業の連携を促進することで出会いの機会拡大を図ることを目的に配置した。

① 配置状況
　計４名（東・中・西部に各１名と全県カバーする企業訪問専任担当１名）をえんトリーに配置
② 活動内容
・市町村や企業・団体への定期訪問（県内全市町村、企業・団体延べ 308 社を個別訪問）
・市町村が取り組む結婚支援事業・婚活イベント等への助言
・結婚支援事業を未実施の市町村への結婚支援事業実施の働きかけ

⇒具体的な活動例）倉吉市・湯梨浜町・三朝町・南部町とえんトリー共同で出張個別相談会を開催
※コンシェルジュの声かけにより実現。

⇒市町村担当者へのアンケートによると「コンシェルジュ事業全般について満足している」と回答した割合が約７割とコンシェルジュの活動が市町村支援に役立っている。

２　カップル成立数・成婚数の推移

（１）カップル成立数

（単位：組）

	R2	R3	R4	R5	R6
えんトリー	221	387	413	426	415
えんトリー以外 ※県補助金交付団体主催イベント等	33	24	61	87	132
合計	254	411	474	513	547

（２）成婚数

（単位：組）

	R2	R3	R4	R5	R6
成婚数	18	38	40	35	57

３　今後の取組予定

えんトリーは平成 27 年に開設し、令和７年で 10 年目を迎えることから、10 周年を記念し、以下の事業を実施する。また、10 周年を契機に会費無料化（従前は１万円/２年間）を４月１日から開始した。

① 成婚体験談等の発信：えんトリーのサポートを受けて結婚された夫婦の成婚体験をインタビューしたものを記事化したり、カップルのポジティブなコメントを集めたデジタル事例集を作成し、えんトリーウェブサイトや SNS 等で発信し、出会い結婚に向かう機運を高める。
② えんトリープレゼンツ！未婚化・少子化対策セミナー：経済・商工団体との連携を図り、えんトリーが独身者支援の現場で得た知見を活かしながら、結婚のポジティブな側面等を発信する等、未婚化・少子化対策に資するセミナーを開催する。
※この他、オミカレと連携したイベントとも有機的に連携し、イベントで成立したカップルへの恋愛相談にえんトリーが対応する等、アフターフォローを徹底する。

鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の改訂について

令和７年４月21日
家 庭 支 援 課

ひとり親家庭等の自立支援のあり方や施策の方向性を位置づけ、総合的な事業展開を図るため、この度、「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」を改訂しましたので、その概要を報告します。

２　計画の概要

（１）計画期間

５年間（令和７年４月１日から令和12年３月31日まで）

（２）本計画の位置付け

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条第１項に基づき、地域の実情に応じて、母子家庭・父子家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項や具体的な措置に関する方針を定めるもの。

※国が同法第11条に基づき定める母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針も参考として策定。

３　計画の構成

〇基本理念・・・ひとり親家庭等の自立した生活の確立と、世代間の貧困の連鎖が解消され児童の健やかな育成が実現できる社会づくり

〇主な内容　　※下線部が改訂による追加箇所

（１）子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業の充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援を行う。

子ども食堂・こどもの居場所について、「体験活動」や「学習支援」などの活動充実とネットワークづくりを進めていくことを明記するとともに、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例を踏まえた取組を推進する。就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて相談支援を行うひとり親家庭相談支援センターについて、相談しやすい環境を整備していくほか、各種施策の情報発信について、「SNS の活用」によるプッシュ型の情報発信を推進する。

（２）就業支援の推進

ひとり親は約９割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、ひとり親の正規雇用率の向上目標を設定した上で、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面での支援の充実を図る。

（３）共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の充実

国の養育費等相談支援センター等と連携し、養育費及び親子交流の取り決めや養育費の取得及び親子交流実施の促進に関する啓発や相談支援を行う。共同親権制度の導入を踏まえ、県が実施する弁護士等による相談事業を充実させていく。養育費の受領率に関して達成目標を設定した上で、離婚前後の父母に対する広報啓発及び情報提供を行う。

（４）経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図る。また、数多くある各種奨学金制度をより分かりやすくなるよう工夫して周知していく。

〇数値目標（R11）の見直し（主なものを抜粋）

- 子ども食堂の小学校区充足率を65%とすることを設定した（新規）。
- 正規雇用率を母子世帯の母60%、父子世帯の父80%とすることを設定した（新規）。
- 母子世帯のうち養育費の取決めをしている割合を70%とすることを設定した（新規）。

令和７年度第１回鳥取県青少年問題協議会の開催結果について

令和７年４月 21 日
家 庭 支 援 課

令和７年度第１回鳥取県青少年問題協議会を開催したので、概要を報告します。

１　開催概要

（１）日　時　令和７年４月 15 日（火）午前 11 時から正午まで
（２）場　所　県庁　特別会議室
（３）出席者　委員 11 名、オブザーバーほか４名（県職員を除く。）
（４）議　事
鳥取県青少年健全育成条例の改正を受けた今後の取組について（協議）
ア　青少年が安全・安心にインターネット・ＳＮＳを利用するための取組について
イ　ＳＮＳ等の適切な利用に関する青少年・保護者等への情報提供について
ウ　児童ポルノ規制等に違反した場合の対応について

２　議事概要

（１）青少年が安全・安心にインターネット・ＳＮＳを利用するための取組について

鳥取県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）の改正内容及び県の取組を説明し、これらについて意見を伺った。また、４月９日内閣委員会における児童ポルノ法解釈についての質疑等を紹介した。

【主な意見】

・そもそも、本人の許可なくネットに顔画像をアップすることは人権侵害。肖像権を気にせず無意識に SNS に顔画像をアップしている人も多いが、性的ディープフェイクは故意にやっているものなので、条例はもちろんとして、国がしっかり整備をすべき。

（２）ＳＮＳ等の適切な利用に関する青少年・保護者等への情報提供について

ＳＮＳの利用状況等について説明し、ＳＮＳの潜在的な危険性やペアレンタルコントロールに関する情報提供の在り方について意見を伺った。また、性的広告について意見を伺った。

【主な意見】

・小学校の高学年が抱える問題と高校生が抱える問題は全く違っており、例えば 10 代とひとくくりにまとめて対応すると方向性がぶれてしまう。本来は分けて対策を練るべきで、周知啓発も学校に応じたやり方があるのではないかと思う。
・啓発については、実際に子どもたちを入れて一緒にやっていく形が効果的ではないか。子どもの世界の常識は子どもたちから学ぶしかない。
・啓発活動について、学校は非常に役割が大きいと思っているが、教職員もＳＮＳ等の問題に関する情報を伝えることには不勉強なところもあるので、ＳＮＳやインターネット等に関わる情報を伝えていただく専門的な方を少しでも多く増やしていただけるとありがたい。
・サイトを開いたときに、わいせつな漫画が広告で出てくる。インターネットは危険な世界であるという認識がない保護者も多い。国も含めていろんな規制を考えていく必要があると思う。
・フィルタリングの仕組みは、リスト・宛先を見て URL 単位でブロックをかけるという形であるため、健全なサイトやアプリ内に埋め込まれている広告までは非表示にできず、端末側で全て防ぎ切ることには一定の限界がある。
・どの程度が性的かという定義が難しい。テレビであればスポンサーの意向である程度ブレーキがかかるが、インターネットの場合は無限にあるので本当に難しい。苦情システムなどができないのかなと思う。

（３）児童ポルノ規制等に違反した場合の対応について

条例改正により新設された児童ポルノ作成等の禁止規定に違反した場合の対応について、意見を伺った。

【主な意見】

・努力義務だとあまり効果がないのかなと率直に思う。一定の効果はあると思うが、当事者からすると、罰則がないなら別にいいんじゃないっていうような感覚なのでは。
・内容に関しては現時点ではお答えができないが、罰則はやはりあるべきと思う。
・児童ポルノ法上、児童ポルノの所持は１年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金、提供は３年以下の拘禁刑又は 300 万以下の罰金となっているが、国でもディープフェイクポルノを規制対象とするのであれば、規制の対象がかなり重複すると思うので、仮に条例の罰則が法律より重くなると、それを正当化する根拠をしっかり示す必要があるのではないか。

【参考】鳥取県青少年問題協議会の概要

1　設置根拠　地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）
　　鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和 28 年鳥取県条例第 46 号）

2　設置時期　昭和 28 年 10 月 9 日

3　所掌事務

（1）地方青少年問題協議会法に基づくもの

・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項の調査審議
・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整
・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について、知事及び関係行政機機関への意見の提出

（2）鳥取県青少年健全育成条例に基づくもの

・有害図書類の指定等に関する基準の規定、基準の変更等に関する知事への意見の提出
・有害がん具刃物類の指定を行う場合の知事への意見の提出
・図書類の陳列に関する県の助言、指導に対する事業者からの異議の申し出について、知事への意見の提出

令和３年８月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証について

令和７年４月 21 日
家 庭 支 援 課

令和３年８月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）について、第９回、第 10 回の二次検証委員会を開催しましたので、その概要を報告します。

１　第９回二次検証委員会

（１）日　時

令和７年３月 18 日（火）午前９時３０分から正午まで

（２）場　所

県庁議会棟　第 15 会議室（会場・オンライン併用）

（３）出席者

ア　二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員

イ　事務局

子ども家庭部長 中西朱実、家庭支援課長 松本夏実、児童養護・DV 室長　西村耕一

（４）議事概要

二次検証委員会の検証報告書作成に向けた議論について

・学校及び病院へのヒアリングの実施に向け、ヒアリング対象者を確認した。
・検証報告書の作成に向けて、本事案の課題等について意見を交わし、どのように報告書に集約していくかなどの議論を行った。

２　第 10 回二次検証委員会

（１）日　時

令和７年４月３日（木）午後６時から午後８時まで

（２）場　所

オンライン開催

（３）出席者

ア　二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員

イ　事務局

子ども家庭部長 中西朱実、家庭支援課長 遠藤賢、児童養護・DV 室長　西村耕一

（４）議事概要

二次検証委員会の検証報告書作成に向けた議論について

・学校及び病院へのヒアリングについて、事務局から対象者との調整状況を報告し、ヒアリング実施に向けた日程調整や実施方法（個別、集合）を確認した。
・検証報告書の作成に向けて、前回に引き続き本事案の課題等（公表の在り方、社会福祉審議会への報告、一次検証の検証委員の人選、一次検証報告書における課題など）について意見を交わし、報告書をどのような構成とするか等の議論を行った。

（５）その他

第 11 回開催日を令和７年５月 14 日（水）、第 12 回開催日を令和７年５月 29 日（木）に決定した。

令和６年度に実施した児童福祉行政指導監査の結果について

令和７年４月２１日
家 庭 支 援 課

令和６年度に実施した県内に設置する児童養護施設等を対象とした児童福祉行政指導監査（以下、「指導監査」という。）の指摘内容等について、その結果を報告します。

１　指導監査の概要

・県内に設置する乳児院（２施設）、児童養護施設（５施設）、児童心理治療施設（１施設）、児童自立支援施設（１施設）、母子生活支援施設（５施設）、児童家庭支援センター（３施設）、里親支援センター（１施設）の計 18 施設に対し、指導監査を実施した。
・指導監査では、「経理事務等をはじめとする適切な事務処理の実施」、「入所者に対する適切な支援体制及び支援内容の充実」等を主な着眼点とし、施設運営全般について適切な運営が確保されているか、実地にて指導監査を実施した。

２　指導監査の結果

（１）文書指摘を行った施設

・監査対象施設 18 施設のうち、文書指摘があった施設は 13 施設であり、そのうち経理事務に関する指摘を行った施設は 12 施設、入所者の適切な支援体制等に関する指摘を行った施設は２施設、個人情報の取扱いに関する内容で指摘を行った施設は１施設であった。
・経理事務に関する指摘内容は、計算書類に誤った記載内容が記載されている、各書類において一致すべき計上数値が不一致となっている等の内容で、令和７年度以降の指導監査で再度の指摘とならないよう適切な経理事務等を行うよう指導を行った。
・入所者支援の充実に関する指摘内容は、子どもの意見を汲み取る仕組みである意見箱の運用において、意見箱の中を確認する頻度が少ない施設に対しては、原則、毎日確認すること、無記名で意見を表明した児童に対して回答ができていなかった施設に対しては、無記名の意見であっても掲示板の活用等により、児童の意見に丁寧に対応するよう指導を行った。
・個人情報の取扱いに関する指摘内容は、個人情報の漏えい事案が生じた場合の事後対応策等の組織的対応が職員間で共有されていない状況が確認されたため、研修実施等を通じ、個人情報の適切な取り扱いに関する組織的対応の職員共有を徹底するよう指導を行った。

（２）特別指導監査の実施状況

【児童養護施設「光徳子供学園」】

・令和５年度実施の指導監査において、施設運営全般に改善を要するとして、特別指導監査を実施した児童養護施設「光徳子供学園」については、令和６年度も計３回の特別指導監査を実施し、施設運営全般に関する重点指導を行った。
・光徳子供学園においては、特別指導監査を通じた県からの指摘や助言事項等を踏まえ、施設運営の改善に努めた結果、安定した施設運営を行うために必要な基盤（組織体制、人材育成、入所者支援に関する組織的な対応など）が整備され、改善が認められる状況にある。
・県の継続的な特別指導監査を通じての支援は、令和６年度で一旦区切りとするが、令和６年４月から米子児童相談所に配置している光徳子供学園の施設運営を支援するための専任職員については、令和７年４月以降も当面配置を継続し、引き続き、県においても光徳子供学園の施設運営の安定化に向けた支援を継続する。

【児童養護施設「鳥取こども学園」】

・令和６年度に施設内虐待が疑われる事案が２件発生し、調査の結果、２件とも施設内虐待は確認されなかったが、施設内虐待疑い事案が発生する背景に何らかの要因（児童からの訴えに対する施設側の対応方法や児童と職員の日頃の関係性等）があるかどうか等、県において、確認すべき事項があると判断し、特別指導監査を実施した。
・なお、特別指導監査の結果、児童の対応に関する事項で指摘事項はなく、丁寧な児童対応が日頃から実行されていることを確認している。

令和５年度の児童虐待相談対応件数について

令和７年４月２１日
家 庭 支 援 課

令和７年３月 25 日にこども家庭庁が令和５年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数を公表しましたので、本県の児童相談所の状況と合わせて報告します。

１　児童虐待相談対応件数の状況

・令和５年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数（速報値）は、225,509 件（33 年連続の増）で、令和４年度の 219,170 件から 10,666 件（5.0%）増加した。

・本県の３か所の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、213 件（R4 年度：148 件）となり、全国最少の件数であるが、対前年で 65 件増加し、増減率は＋43.9%となっている。

⇒増減率は、都道府県（政令市、特別区、中核市除く）で一番の伸び率。

⇒令和５年度から取組みを開始した児童相談所第三者評価で、評価機関から養護相談と分類されている相談の中に、虐待相談の位置付けとした方がよいと助言をいただいた事例が複数あったことを踏まえ、従前よりも積極的に虐待認定を行った結果、増加率が高くなったものと分析。

【県内の児童虐待相談対応件数の状況（過去５か年）】

	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
児童虐待通告件数	６１０	５２３	５３８	４９４	５７４
児童虐待相談対応件数	１１０	１０９	１３５	１４８	２１３

２　虐待種別件数の状況

・令和５年度の全国の虐待種別件数の内訳は、心理的虐待が 134,948 件（59.8%）で一番多く、次いで身体的虐待が 51,623 件（22.9%）、ネグレクトが 36,465 件（16.2%）、性的虐待(1.1%)となっている。

・本県においても、心理的虐待が 110 件（51.8%）で一番多い状況で、次いで身体的虐待が 68 件（31.9%）となっている。心理的虐待件数と身体的虐待件数に大きな差が生じたことが令和５年度の特徴。

⇒本県では身体的虐待が一番多い状況が続いていたが、令和４年度に心理的虐待と身体的虐待がほぼ同数となり、令和５年度に心理的虐待が身体的虐待を大きく上回った。

⇒全国的には、従前から心理的虐待が一番多い（約 60%）状況が続いており、本県も全国と同じ傾向に近づきつつある状況。

【本県の虐待種別ごとの件数と構成割合】

	R１	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	44 件（40.0%）	42 件（38.5%）	56 件（41.5%）	61 件（41.2%）	68 件（31.9%）
ネグレクト	29 件（26.3%）	26 件（23.9%）	28 件（20.7%）	23 件（15.5%）	31 件（14.6%）
性的虐待	0 件（0%）	6 件（5.5%）	3 件（2.2%）	2 件（1.4%）	4 件（1.9%）
心理的虐待	37 件（33.7%）	35 件（32.1%）	48 件（35.6%）	62 件（41.9%）	110 件（51.6%）
計	110 件	109 件	135 件	148 件	213 件

３　児童虐待通告の経路別件数の状況

・児童虐待通告の経路別件数の状況を全国平均で見ると、警察（51.7%）、近隣住民（9.8%）、学校や保育所等（7.9%）となっている。

・本県の場合、「警察」からの相談が最も多い状況は全国共通であるが（185 件(32.2%)）、「近隣・知人」からが 99 件（17.2%）、「学校や保育所等」からが 78 件（13.6%）と、近隣・知人や関係機関からの通告が約３割を占めている。

⇒近隣住民や関係機関等からの相談が多いことが本県の特徴。近隣住民においては、心配な子どもに気づいた時は、児童相談所に通告することが浸透していること、また、関係機関との日頃からの連携強化も相談に繋がっているものと考えている。

【参考】児童虐待通告対応における本県の児童相談所の主な取組み

・児童虐待通告を受理後、24 時間以内に子どもの安全確認を実施（H12～）※国ルールは 48 時間

・児童虐待事案に係る情報共有等に関する県医師会、県警、県での３者協定を締結(H27.11.17～)

・児童相談所が受理した児童虐待通告案件の全てについて警察と共有（H31.4.1～）

児童虐待事案に係る個別検証の実施について

令和７年４月２１日
家 庭 支 援 課

令和７年１月 23 日の福祉生活病院常任委員会で報告した児童福祉審議会支援検証部会で実施する児童虐待事案に関する個別検証について、検証委員候補者が決定しましたので報告します。

１　個別検証を実施する事例（令和６年度に発生した事例）

虐待の発生要因の分析や予防的対策等を個別事例の検証を通じて検討し、今後の再発防止に繋げることを目的として、次の２事例について、個別検証を実施する。

・身体的虐待があり、児童相談所が支援を実施していた世帯で、一旦、児童相談所の支援が終了した後、身体的虐待が再発した事例
・市町村や児童相談所の関与が全くなかった世帯で発生した身体的虐待の事例

２　個別検証の実施方法

・児童福祉審議会支援検証部会で、２事例の個別検証を行う。
・検証委員は５名とし、児童福祉審議会委員（３名）と個別検証のために選任する臨時委員（２名）で構成する。

３　個別検証の検証委員候補者

区分	氏名	所属	分野
委員	平井　淳子	鳥取県助産師会理事	母子保健
委員	森田　明美	鳥取県子ども家庭育み協会理事	子育て支援
委員	水野　壮一	鳥取県児童福祉入所施設協議会副会長	社会的養護
臨時委員	大麻　美紀	鳥取市こども家庭センター統括支援員	市町村
臨時委員	藤原　映久	島根県立大学人間文化学部保育教育学科教授	児童相談所（学識経験者）

４　今後の予定

・県が臨時委員候補者２名の選任を行った上で、検証委員候補者５名を児童福祉審議会委員長が当該個別検証の委員として指名する。
・２事例合わせて、計６回程度の検証会議を実施する予定。
・第１回検証会議は、令和７年５月２７日（火）に開催予定。

【参考】鳥取県児童福祉審議会運営要綱（一部抜粋）

（調査審議する事項）

第３条 審議会は、鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）別表第１で定める事項を審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

（１）～（９）　略

（10）児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第４条第５項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。

（11）～（15）　略

（支援検証部会）

第７条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、支援検証部会を置く。

（１）第３条第４号の業務
（２）第３条第 10 号の業務
（３）第３条第 12 号の業務

２ 支援検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、議事に応じて委員長が指名する。

３ 支援検証部会に部会長を置き、その支援検証部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

４～６　略

令和７年３月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故について

令和７年４月 21 日
子ども発達支援課

令和７年３月２５日、県立総合療育センターにおいて入浴を終えた児童をストレッチャーに移動させる際に誤って転落させてしまい、左大腿骨の骨折等により施設内で療養していた児童が、翌２６日未明、施設内で心肺停止状態となり、搬送先の病院で死亡が確認される事故が発生しましたので、その概要を報告します。

本児童がストレッチャーから転落した原因については、担当職員によるストレッチャーのストッパー設定ミスにより、ストレッチャーが動いてしまったことに起因するものであることが確認されています。

今後、県立総合療育センター及び子ども発達支援課では、事故原因の検証と再発防止策の検討など、安全・安心な生活環境を取り戻すべく全力で取り組んでいくほか、誠心誠意、丁寧な保護者対応に努めていく予定です。

１　死亡した児童

（１）氏名　非公表
（２）年齢　１４歳（令和２年３月３１日入所）
（３）状態　筋ジストロフィーにより生活面における全介助が必要な状態

２　事故の概要

【事故前の状況】　【Aを利用して①⇒②に移動】　【②が動いてしまい転落】

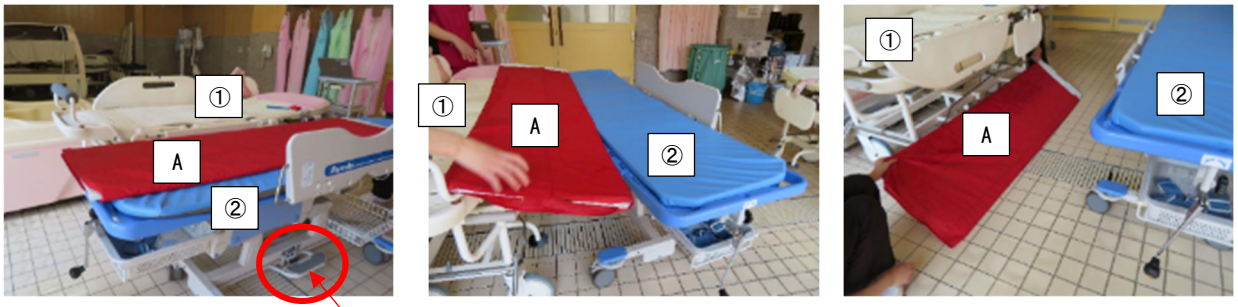

ストッパーがかかっていない状態

３　事故からの経過

日にち	時刻	内容
3/25(火)	11:00 頃	・入浴後の児童をストレッチャーに移動させる際、児童を誤って転落させてしまう事故が発生 ・直ちに、レントゲンやＣＴ検査等を実施して全身状態を確認。明らかな骨折等は確認できず
	12:00 頃	・左足から落下したことから、患部安静のため、左大腿から下腿までギプスを装着
	17:00 頃	・足の痛みが継続しており、３Ｄ画像による再確認を行ったところ、左大腿骨の骨折が判明
	その後は、本人の状態や希望に応じて、随時必要な対応を実施。	
3/26(水)	0:00 頃	・痛みの訴えが続き、鎮痛剤を服用
	2:25	・モニターアラームにより訪室した職員が心肺停止状態を確認 ・直ちに、救命救急措置を開始
	2:45	・救急車到着。鳥大病院に搬送
	3:43	・搬送先の病院で死亡を確認
	9:00	・警察による現場検証
	13:30	・センター院長等が両親に面会して謝罪し、対応状況等を説明
	14:00	・センターに事故対策本部を設置（県庁本課から１名応援派遣）
	16:30	・事故の概要を公表

日にち	時刻	内容
3/28(金)	夕方	・警察による司法解剖が実施されたが、死亡原因は引き続き調査継続
4/2(水)	8:30	・センターに「医療事故調査委員会」を設置することを決定
4/9(水)	19:00	・保護者（父）に面会して改めて謝罪し、対応状況等を説明
4/24(木)	14:00	・「県立児童入所・通所施設における安全・安心な環境整備推進会議」を開催予定

4　今後の対応方針など

（1）保護者への対応

3月 26 日及び4月９日に保護者に面会し、謝罪するとともに、今までの経過等を御説明したところであるが、今後も誠心誠意、丁寧な対応に努めていく予定。また、県の損害賠償責任については、現在、司法当局による死亡原因の調査が実施されているところであり、その結果を踏まえて、適切に対応する。

（2）事故原因の検証や再発防止策の検討

「病院」における医療事故については、医療法の規定に基づく「医療事故調査」という法定の調査制度があることから、当該調査を第一義的に実施することとし、「児童福祉施設」における入浴事故という側面も含めて、一元的に事故原因や再発防止策の検証を実施する。

「医療事故調査制度」における検証状況については、県児童福祉審議会と情報共有しながら、連携を図っていく予定。

＜検証の実施体制図＞

① ストレッチャーから転落

※児童福祉施設としてのサービス提供
※原因は、ストレッチャーのストッパー設定ミス
※転落と骨折との因果関係は明らか

② 転落により負傷（左大腿骨を骨折等）

※病院としてのサービス提供
※各種検査や必要な治療を施したものの予見不可能な死亡という結果が発生
※死因は不明であり、引き続き調査中

③ 予見不可能な死亡

【医療法に基づく医療事故調査】

医療機関の管理者による院内調査で、ストレッチャーからの転落及びその後の治療等について一元的に必要な検証を行う。

（事務局）子ども家庭部総合療育センター

※ストレッチャーからの転落部分の検証については、児童福祉審議会と情報共有を行い、連携を図る。
※事務局機能については、本課においても、必要な支援を行う。

（3）県立児童入所・通所施設における安全・安心な環境整備の推進

平成 30 年の皆成学園の浴室内死亡事案、令和元年の米子児童相談所（一時保護所）の施設内虐待事案、今回の県立総合療育センターにおける死亡事案など、県立の児童を預かる施設において問題が相次いで発生していることから、改めて児童の安全･安心な環境整備の推進を図るため、関係者を集めた会議を次のとおり開催する。

ア　日時　令和７年４月２４日（木）
イ　場所　第４応接室（副知事は関西本部から WEB 参加予定）
ウ　出席予定者
- ○　副知事、子ども家庭部長
- ○　皆成学園長、総合療育センター院長、鳥取療育園長、中部療育園長
- ○　喜多原学園長
- ○　中央児童相談所長、倉吉児童相談所長、米子児童相談所所長
- ○　中部総合事務所県民福祉局長、西部総合事務所県民福祉長